

静岡県告示第568号

職業訓練業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成19年静岡県告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 資格審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格審査では、主に次の事項について審査する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>契約実績</u></p> <p>(3) <u>業務種目及び項目</u></p> <p>(4) <u>個人情報等の保護対策</u></p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>7月1日から7月15日</u>（その日が静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>営業種目</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 営業に関し許認可等を必要とする場合及び<u>ISO規格の認証</u>の更新や得失等</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>第3 資格審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格審査では、主に次の事項について審査する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>業務種目</u></p> <p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>7月14日から7月28日</u>（その日が静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>業務種目</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 営業に関し許認可等を必要とする場合の<u>許認可</u>の更新や得失等</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。